

政 令

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十四年七月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百四十二号

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第三条第二項、第三条の二第一項及び第二項並びに第七条の十第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。  
国立学校設置法施行令（昭和五十九年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の表図書館情報大学の項を削り、同表中

山梨大学	教育人間科学部
山梨医科大学	工学部
	医学部

を

山梨
----

に改める。

第二条の表図書館情報大学の項を削り、同表筑波大学の項中

人間総合科学研究科

人間総合科学研究科
図書館情報メディア研究科

に改め、同表中

山梨大学	教育学研究科	修士課程
	工学研究科	博士課程
山梨医科大学	医学系研究科	博士課程

を

に改める。

山梨大学	教育学研究科	修士課程
	医学系研究科	
	工学研究科	博士課程

第四条第一項中「及び芸術専門学群」を、「芸術専門学群及び図書館情報専門学群」に改め、同条第二項中「及び第三学群」を、「第三学群及び医学専門学群」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。  
(図書館情報大学の図書館情報学部等の存続に関する経過措置)

2 図書館情報大学の図書館情報学部、改正前の第一条の二に規定する山梨大学の教育人間科学部及び工学部並びに山梨医科大学の医学部は、改正後の第一条の二の規定にかかわらず、平成十四年九月三十日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 (図書館情報大学の大学院の情報メディア研究科等の存続に関する経過措置)  
図書館情報大学の大学院の情報メディア研究科、改正前の第二条に規定する山梨大学の大学院の教育学研究科及び工学研究科並びに山梨医科大学の大学院の医学系研究科は、改正後の第二条の規定にかかわらず、平成十四年九月三十日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。